

財 関 第 3 0 3 号
令和 3 年 4 月 7 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田島 淳志

税関様式関係通達の一部改正について

税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を下記のとおり改正し、令和3年4月8日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関様式C第5010号を別紙のように改める。